制度を活用・賢く防災

備えに役立つ支援制度



除雪機を貸し出します

区内の生活道路、歩道などを除雪する場合に地区に除雪機を貸し出します。(10台)

対象▶区長

期間▶１回につき30日以内

費用▶無料(燃料などは区負担)

問 総務課　☎88－8125

除雪が困難な世帯の玄関先などにもご活用ください！





除雪作業員をご紹介

除雪を委託したい方へ！

除雪作業(主に雪下ろし作業)を有料で行う作業員を市ホームページで紹介しています。

参考単価(1人あたり)▶5,032円/時間(税込)

問 総務課　☎88－8125

除雪作業員募集中!

作業員一覧や登録申請など詳細はこちら



自分と周囲の安全のために

あなたを守る 冬のルール

消雪のルール

冬は渇水期で地下水の水位が下がる時期です。冬でも安定して水道水を供給するために水道水の消雪利用は控えてください。

※水道水を消雪に利用した場合の水道料金と下水道等使用料の減免はありません

除雪車に近寄らないで！

除雪車は死角が多く、押している雪で周囲が見えないことがあります。作業中に近づいたり、運転手に話しかけることは大変危険です。

高齢世帯向けの支援制度

問 健康体育課　☎87－0888

玄関前の除雪を手助け

対　象▶65歳以上の高齢者世帯で、福祉票に登録され、要介護認定を受けた方がいる世帯

費　用▶1回(1時間) 300円　※一冬期間6回以内

相談先▶健康体育課

※事前登録が必要です



屋根雪下ろし支援事業

対　象▶65歳以上の高齢者世帯、母子世帯などで、要援護者として市の名簿(以下、福祉票)に登録され、市が定める市民税非課税などの対象要件に該当する方

助成金▶1回1万円

※一冬期間2回以内、地区によっては4回以内

※雪下ろし前後の写真(日付入り)および領収書の添付が必要

相談先▶地区の民生委員

※事前登録が必要です

地域ぐるみ雪下ろし支援事業
除雪作業員 募集中

作業員一覧や登録申請など詳細はこちら

除雪する路線延長	助成金額
50m以下	6,000円
51～100m以下	1万2,000円
101～300m以下	1万8,000円
301m以上	2万4,000円

地域の除雪活動を支援します

地区や自主防災組織が、地区内の生活道路を除雪する場合に助成金を交付します。

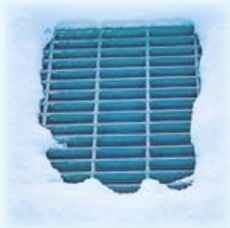
事前申請▶12月18日

問 建設課　☎88－8107

流雪溝利用のルール

流雪溝は、使い方を誤ると歩行者が落ちたり、車が衝突する事故、水があふれ出る水害(道路冠水)などの原因となります。

ルールを守って、適正・安全に利用してください。



1. 地域で時間帯などのルールを決めている場合は必ず守る
2. 流雪溝の投雪口（グレーチングなど）のふたを開けた所には必ず赤旗などを立てる
3. 作業が終了したら、必ず蓋を閉める
4. 詰まる原因となるので機械除雪による投雪は控える
5. 水量が少ない場合は投雪を控える
6. 下流で水路詰まりが発生している情報を得た際は投雪を一旦止める
7. 一度に大量の雪を詰め込まない
8. 固くて大きなかたまりは細かく砕いてから投雪する